

発監理第 41 号
令和7年2月4日

和田内潜建株式会社
代表取締役 中谷 一樹 様

七尾市長 茶谷 義隆

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が工事等関係者事故を起こしたことは誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。
今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

記

1 指名停止の期間	令和7年2月 4日から 令和7年2月17日まで 2週間
2 指名停止の理由	令和7年1月24日、中能登土木総合事務所発注の「主要地方道 福浦港中島線地方道改築（防災安全）工事（函渠工）」において、掘削した仮設管を据え付ける作業を行ったところ、掘削面の土砂が崩落し、下請の作業員が仮設管と土砂の間に挟まれ、両足を打撲した。 七尾労働基準監督署は、令和7年1月29日、労働安全衛生法による是正勧告書を上記有資格者に対して交付した。 上記事実は、「七尾市入札参加者の指名停止に関する要綱」別表第1第8号（工事等関係者事故）に該当すると認められるため、指名停止とする。